

質問に対する回答

令和 7 年 3 月 1 9 日

・委託業務名 令和 7 年度企業への健康経営支援業務委託（令和 7 年 3 月 7 日付け公示）

No	質 問	回 答
1	本事業の事業評価についてどう考えていますか。指標などがありますか。	最終的には、健康企業宣言に手を挙げる企業がどれだけ増えるかになると考えています。また、その内容についても、企業がそのときだけでなく、支援後も継続して取組ができるようになるのが、次年以降の最終的な目標になります。
2	事業目的の中で「企業が健康経営の取組みを自走できる支援」とあるが、具体的に併走型で年間付き合っていくまで含むのか。どういうことを期待していますか。	企業に健康経営の取組のやり方やノウハウを分かっただけのような助言を行っていただき、翌年以降も企業が取組を継続できるような支援を行って欲しいと考えています。
3	対象の小規模企業について、本事業で考えている定義はありますか。	労働局の方で 50 人以上の事業所に健康診断の報告の義務がありますが、それより少ない企業を想定しています。そういった小規模企業の取組みが進んでいない現状です。大きな企業も入っても構いませんが、基本的には小さいところ、中小企業でお願いしたいと考えております。
4	業務内容で、企業参加の目標 1 0 0 社程度とあるが、健康企業宣言に登録済みの企業も含めてよいですか、または新規の企業を希望していますか。	基本的には、新規の企業を希望します。ただ、宣言事業所の中でも、宣言のみで取組みが進んでいない企業もありますので、そういう企業であればよいと考えています。

No	質 問	回 答
5	「さが健康企業宣言」と「がばい健康企業宣言」の違いは何でしょうか。	加入健康保険による違いになります。協会けんぽ佐賀支部に加入の事業所は、「がばい健康企業宣言」、それ以外の健康保険（共済組合、建設国保、協会けんぽ福岡支部等）に加入の事業所が「さが健康企業宣言」となります。理念は同一です。
6	今回の取組み自体は初めてのものですか。過去実施された中の内容になりますか。	健康経営支援としての事業は初めてになります。以前は、推定野菜摂取量測定器を使用した企業向けのイベントを2回実施しました。 また、別に職域保健の事業で、経営者向けのセミナーをウェブで開催しましたが、参加者が非常に少なかったです。それだけ県内の経営者の健康に関する意識はやや低いと認識しているので、なかなか理解して頂けるような情報発信は難しいかもしれませんが、その点も踏まえて提案をお願いしたい。
7	報告書の様式について、想定されているものがありますか。	任意様式で構いません。
8	さが健康維新県民運動の4つの取組があるが、この4つに絞っての提案になるのか。または、広く生活習慣病予防のための提案でよいでしょうか。	県民運動の4つの取組みに限定するわけではありませんが、参考にして取り組んで頂きたいと思います。ただし、4つ以外でもメンタルヘルスや女性の健康づくりなど、企業ごとに課題となっていることがあると思いますので、企業の意見をききながら取り組んで頂きたいです。ただし、歩くに関しては、佐賀県は全庁的に取り組んでいるので、県の公式ウォーキングアプリ SAGATOCO については、ぜひご利用いただきたいです。

No	質 問	回 答
9	講師派遣を行う場合に、1回当たりの派遣人数のイメージはありますか。	具体的なイメージはありませんが、企業に支援する際に、おそらく長時間拘束は難しいと思うので、1回の派遣あたり1名程度と考えています。
10	実施の形式としてセミナーを実施する場合、1回当たり2時間程度などイメージしている時間はありますか。	1時間～2時間程度と考えています。2時間以上になると、長いという感覚があり、参加者が少なくなる恐れがあると思われます。
11	【説明会資料 P9】 「健康経営に取り組む企業の増加」とありますが、健康宣言事業所数の増加を目標として位置づけているという認識でよろしいでしょうか。 また、「多くの企業参加（目標 100 社程度）」とありますが、本委託事業で実施するセミナー等への参加企業数のことでしょうか。	最終的には健康企業宣言事業所数の増加が目標となりますが、宣言のみにならず、実際に健康経営の取組みを実施している企業の増加に繋がる企提案をお願いします。 また、「多くの企業参加（目標 100 社程度）」については、あくまで個別に支援する企業数と考えています。
12	貴県の健康経営事業の推進において、各市町村や保健福祉事務所とはどのような連携をされていますでしょうか。 また、本委託事業において、各市町村や保健福祉事務所との連携は可能でしょうか。（例えば、セミナー等で庁舎会議室を借用するなど）	保健福祉事務所では、健康経営支援業務の一環として、希望のあった企業へ出向き健康づくりに関する講座を実施しています。市町とは一部の二次医療圏で連携した事業（イベント、会議等）を実施しています。 また、保健福祉事務所の会議室は利用可能です。ただし、駐車場が確保できない場所もございます。市町の庁舎を利用する場合は、別途使用料の支払いが必要となる場合がございます。必要に応じて市町と調整することも可能です。

No	質 問	回 答
13	貴県の健康経営事業の推進において、商工会議所や協会けんぽ佐賀支部、その他地域団体・関係機関と連携はされていますでしょうか。	佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀労働局、協会けんぽ佐賀支部には、働き盛り世代への効果的な情報提供に関する検討会の委員、佐賀県商工会議所連合会長及び佐賀県商工会連合会長は、さが健康維新会議の副会長であり、意見を頂くなどしております。 また、労働局、協会けんぽとは、各種説明会等で県の実証紹介の場を設けて頂いております。
14	業務内容（１）企業の経営者を対象とした健康経営の理解促進と実践を図るための企画の実施時期について、県で想定されている時期はございますか。	時期の想定はございません。
15	説明書 3 提案書及び添付資料について 「(1) 提出書類」の「イ 提案書(任意様式)」は、A4 横（パワーポイント等）で作成したものを縦長左綴じすることでよいでしょうか。 上述（A4 横作成資料の縦綴じ）が認められない場合、提案補足資料として A4 横資料を提出し、それを中心にプレゼンテーション時に活用することで問題ないでしょうか。	提案書については、A4 横（パワーポイント等）で作成したものを縦長左綴じでも構いません。（プレゼンテーションの際は、提出された提案書のみを使用することとしています。）
16	参加企業について 事業参加企業はどのように決定される予定でしょうか	参加企業については、受託者と県と協議して決定します。

No	質 問	回 答
17	参加企業募集について 参加企業の募集は貴庁より実施いただく認識ですが、想定している具体的な告知、プロモーション内容があればご教授ください	協会けんぽ佐賀支部や労働局と連携して、企業への文書郵送やメール等での告知を想定しております。このほか、関係者を通じての説明を予定しており、多くの企業参加を呼び掛けていきます。
18	■事業全体について ・継続性や自走可能性について要件が記されていますが、本事業の継続予定期間はありますでしょうか。	本事業は令和8年度までを予定しておりますが、継続性については、本事業終了後も企業が自走できるような健康経営支援の提案をお願いします。
19	■仕様書7 留意事項 (6) 成果物の二次使用について ・自社が保有する、または既存の一般アプリケーション(※1)を使用する場合、佐賀県が「自由に二次使用できる」措置は必要ですか。 ※1.一般アプリケーションとは「App Store」や「Google Play」等にリリースされている、ダウンロード可能な状態にあるアプリの事を指します。	自社保有、または既存の一般アプリケーションを使用する場合は、県が「自由に二次使用できる」措置は不要です。
20	■仕様書7 留意事項 (6) 成果物の二次使用について 本事業で得た(登録された)情報も「成果物」に含まれますか。	含まれます。